

2025年7月18日

令和6年度 入札制度及び運用に関する 意見書

松阪市入札等監視委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 委員名簿	2
3. 委員会の開催状況	2
4. 審議事案の総評	3
図1 建設工事発注の金額・件数の推移	
5. 入札制度改正後における落札率の検証とそれに対する意見	4
(1) 落札率の比較	
図2 最低制限価格を定めない案件を除いた平均落札率の状況	
(2) 総合評価落札方式	5
表1 落札者決定基準配点表	
表2 「松阪市公共下水道事業松阪第1処理分区1-22号外汚水、 375-18号外雨水管渠工事」の落札結果	
(3) 災害時における指名競争入札の適用	7
表3 令和6年度における指名競争入札を適用した災害復旧工事	
6. 当委員会が特に注目した項目とそれに対する意見	10
(1) 入札結果とくじによる開札結果	
図3 令和6年度建設工事、業務委託の入札にかかるくじ発生状況	
(2) 建設業における週休2日制工事	11
表4 令和元年度～6年度の実績	
(3) 工事の平準化	12
図4 建設工事の四半期別発注件数	
図5 建設工事の四半期別発注割合	
(4) インセンティブ型入札	13
表5 令和6年度におけるインセンティブ型入札案件	
表6 インセンティブ型入札参加可能業者数	
表7 令和2年度～5年度のインセンティブ型入札発注実績	
(5) 物価上昇、賃金上昇に対するスライド条項の適用	15
7. むすびに	16

1. はじめに

当委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく第三者機関として平成 19 年度に設置され、松阪市（以下、「本市」という。）が施行する入札や契約状況などについての監視事項や提言などを取りまとめて市長に意見を具申してきた。

景気回復により、本市の市税は令和 6 年度より増収が期待できる状況にある。しかしながら、合併特例事業債が令和 6 年度で終了したことにより、投資的事業における一般財源の増加が見込まれ、高齢化への対応や誰もが暮らしやすい環境を整えるための各種福祉事業に係る扶助費は増加傾向が続いている。さらに定年引上げなどによる人件費の増加、物価・原油価格の高騰による影響が継続拡大することが避けられない状況が見込まれる。

国土交通省が行った価格動向調査（令和 7 年 3 月 1 日～5 日現在）による現在及び将来（3 か月先）の資材価格は、生コンクリート、鋼材、木材など 7 資材 13 品目の価格動向は石油が「やや上昇」、それ以外の資材は「横ばい」、需給動向は全ての調査対象資材において「均衡」、在庫状況は全ての調査対象資材において「普通」となっている。

しかし、平成 27 年度を基準（100 ポイント）とする建設工事費デフレーターでは、令和 2 年度までの 5 年間で平均 2%、令和 2 年度以降は平均 5%の伸び率で推移し、令和 6 年度では 129.2 ポイントとなっており、急激な資材価格の上昇などは終息状況にあるものの、依然として高騰が続き、工事価格を押し上げている状況にある。また、人材の確保などさまざまな課題がある中で、インフラ老朽化問題への対応や社会資本の整備を目的とし、特に防災・減災、国土強靱化に伴う災害対策をはじめとした公共工事は今後も継続的な実施が求められる。

このような状況を踏まえつつ公共工事は、最少の予算で最大の効果を確保しつつ、公共調達に適時に公正・効率的に円滑に実施される必要がある。当委員会は本市の入札・契約手続及び制度のあり方について、公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保に重点を置き、様々な角度から審議を重ねてきたので、次の通り意見を具申する。

2. 委員名簿

氏名	職名等	備考
楠井 嘉行	三重大学学長顧問/弁護士/博士（医学）	委員長
村田 裕	前名城大学法科大学院教授/三重県市町村振興協会和解あっせん事業運営委員会会長	R7.4.30 任期満了
伊藤 久美子	三重県私学協会専務理事/博士（法学）	副委員長
横山 賢	前三重県建設技術センター常務理事/一級建築士	R7.4.30 任期満了
古川 万	三重県建設技術センター常務理事/一級建築士	R7.5.1～ 委嘱
鏡 大介	税理士	

3. 委員会の開催状況

令和6年度の当委員会で監視対象とした案件は371件（工事293件、委託58件、不調5件、中止15件）で、その内の総合評価落札方式（低入札価格調査制度）による案件1件と、落札率が高かった案件や入札参加者の少なかった案件、特殊性のある案件など74件を抽出し、入札・契約における公正性、公平性、競争性、透明性や品質確保など慎重に審議を行い、課題の整理を行った。

また、契約金額1,000万円以上の随意契約について、契約理由の適正性、価格の妥当性などの審査を実施した。

【令和6年度 委員会開催状況】

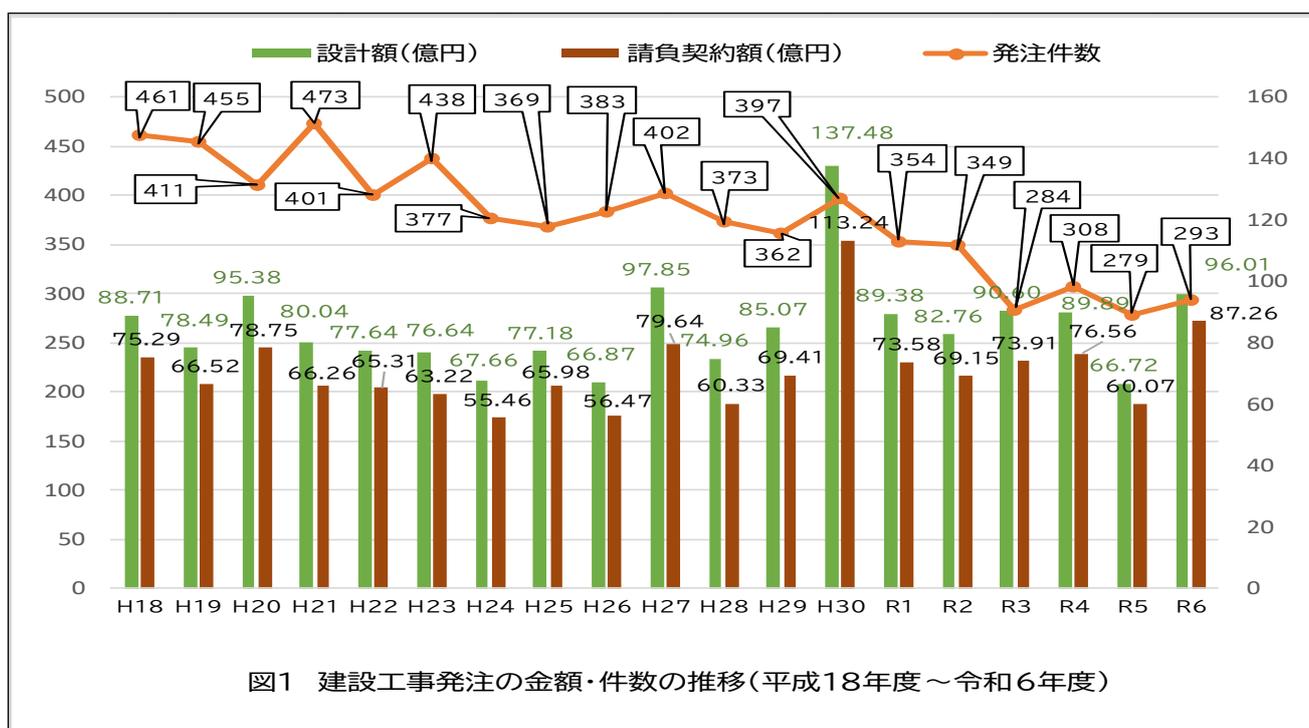
定例会	開催日	審議内容
臨時会	令和6年4月15日（月）	意見書の作成
臨時会	令和6年5月9日（木）	意見書の作成
第1回	令和6年6月6日（木）	令和5年度意見書を市長に提出
第2回	令和6年7月29日（月）	監視対象件数77件、抽出案件9件
第3回	令和6年10月28日（月）	監視対象件数110件、抽出案件28件
第4回	令和7年1月28日（火）	監視対象件数108件、抽出案件11件
第5回	令和7年3月25日（火）	監視対象件数76件、抽出案件27件

4. 審議事案の総評

本市では、平成30年度に合併特例債を活用した大型建築物などの発注が相つぎ、建設工事の設計金額も過去最高額137億4,800万円となったが、合併特例債活用のピークを過ぎ、令和6年度は発注件数293件、設計金額96億76万円、請負契約金額87億2,587万円となった(図1)。

審議の総評は、次のとおりである。

- (1) 例年同様の事案として、入札案件において現場条件や工事の特殊性により参加者が少ない事案や落札率の高かった事案が見受けられたが、原因と対策などの整理がなされており、競争性などについても概ね確保されているものと推察した。
- (2) 契約金額1,000万円以上の随意契約については、地方自治法施行令の規定に基づく随意契約の妥当性について審議したところ、改善が必要と判断されるものは見当たらなかったが、継続してその必要性と法的整理、契約金額の妥当性、適正性の確保に努められたい。
- (3) 令和5年3月から入札制度が改正された。建設工事にかかる諸経費率の改正と併せ、特にランダム係数が廃止されたことで、高く設定されていたランダム係数により、高い応札者と契約を余儀なくされる事象が解消されるなど一定の成果があったものと考えられる。また、昨年度も述べたが、入札中止に至る発生原因が全庁的に共有されるとともに、各部署においてチェック機能向上に取り組んでいると聞いている。しかし、令和6年度においても入札中止案件が15件(令和5年度14件)発生し、その原因の大半が積算誤りなどであったので、引き続き改善に努められたい。



5. 入札制度改正後における落札率の検証とそれに対する意見

(1) 落札率の比較

最低制限価格制度は、競争入札における予定価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする「最低落札の原則」の例外制度として、契約履行の確保のため特に必要がある場合に最低制限価格を設定し、それを下回る価格の者とは契約しないとする制度（地方自治法施行令第167条の10第2項）である。

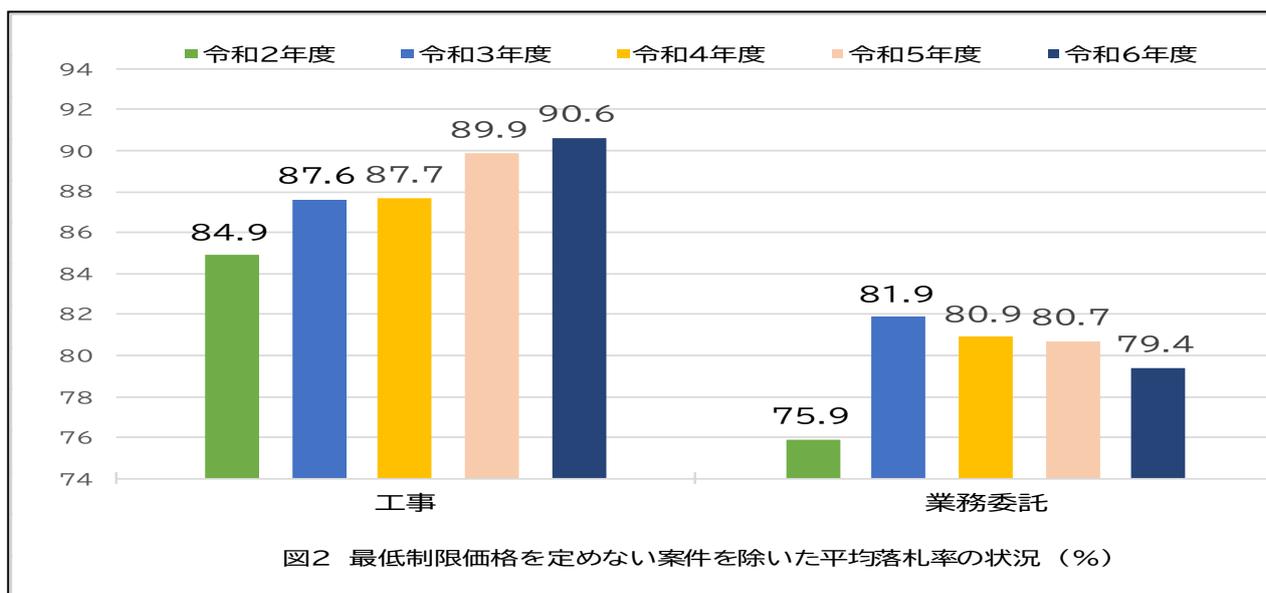
本市の最低制限価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下、「公契連」という。）の計算式をもとにランダム係数を乗じ算出されていた。令和4年3月に公契連モデルの経費算出率が改正されたが、本市では令和5年3月に最低制限価格算出率の改正とランダム係数の廃止が行われた。これらによる、当該制度の改正前と改正後の平均落札率※を算出し比較した。

図2によるとランダム係数廃止以前の令和4年度を基準とし、令和6年度との比較では、工事は2.9ポイント増（90.6%－87.7%＝2.9ポイント）、業務委託は1.5ポイント減（79.4%－80.9%＝△1.5ポイント）の落札率であった。工事では、諸経费率改正（一般管理費等算出率0.55%→0.68%）と併せ、ランダム係数の廃止により、2.9ポイント上昇し、令和5年度の実績とともに改正の効果が維持されている。一方、業務委託では、ほぼ横ばいの状況ではあるが1.5ポイント低下しており、工事との差が拡大することとなった。

また、公契連の計算式をもとに最低制限価格を算出していることから、引き続き同モデルの改正を注視するとともに、他県や他市町の状況も調査した上で、制度改正も含む研究などを継続していくことが必要であると考えます。

※平均落札率について

令和4年度の全入札件数387件から最低制限価格を設定していない案件10件を除く377件、令和6年度の全入札件数351件から最低制限価格を設定していない案件1件を除く350件について工事と業務委託の平均落札率を算出し、同条件で比較した。



(2) 総合評価落札方式

総合評価落札方式は、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」（工事成績、工事实績、技術提案など）を総合的に評価し、落札者を決定する方式である。国では、平成19年3月30日付け国土交通省総合政策局長通知において、「各地方公共団体は施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した総合評価方式の導入を速やかに実施すること」としている。本市では、工事实績、工事成績などを評価する「工事成績等簡易型」で試行運用してきたが、令和6年度において、「品質マネジメント」、「労働安全衛生管理」、「災害時の事業継続力」、「女性又は若手技術者の配置」、「男女共同参画活動実績」、「障がい者雇用実績」、「若者の採用・育成実績」、「建設キャリアアップシステムの導入」といった評価項目を新設するなどの変更を行った（表1）。

表1 落札者決定基準配点表

評価項目		評価内容	配点
企業の能力等	①工事实績	過去5年間に官公庁発注の同工種・同規模以上の工事を元請けとして履行した実績により評価	2
	②工事成績（工事評価点）	過去3年間の松阪市発注（契約監理課契約分）の全工種工事成績点の平均点により評価	4
	③優良工事	過去5年間の松阪市発注（契約監理課契約分）の全工種工事において優良工事の評価を受けた件数により評価	1
	④品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証の有無により評価（ISO9000S）	1
	⑤労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステムの認証の有無により評価	1
	⑥災害時の事業継続力	三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度」により、登録確認証または継続確認証が交付されている場合に評価	1
技術者の能力	⑦技術者工事实績	過去5年間に官公庁発注の工事において、配置予定技術者（監理技術者または主任技術者）が携わった同工種・同規模以上の工事实績により評価	2
	⑧技術者工事成績（工事評価点）	過去3年間の松阪市発注工事において、配置予定技術者が携わった本工事と同工種の工事成績点の平均点により評価	4
	⑨女性又は若手技術者の配置	女性又は39歳以下の技術者を主任技術者・現場代理人の配置により評価	2
地域要件	⑩地域精通度	入札参加者の所在地により評価	1
	⑪地域貢献度	防災協力事業者登録により評価	1
社会貢献度	⑫男女共同参画活動実績	一般事業主行動計画策定により評価	1
	⑬障がい者雇用実績	障がい者雇用の有無により評価	1
	⑭若者の採用・育成実績	ユースエール認定制度の認定の有無により評価	1
	⑮建設キャリアアップシステムの導入	建設キャリアアップシステムの導入の有無により評価	1
提技術	⑯現場管理提案	現場に応じた工夫内容により評価 〔チェックポイント〕 施工体制、工程管理、品質管理、安全管理等	6
=令和6年度に新しく追加した評価項目			

次に、前記した評価項目変更後の令和 6 年度における「総合評価落札方式」の発注案件及び落札結果を示す（表 2）。

表 2 「松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区 1-22 号外汚水、375-18 号外雨水管渠工事」の落札結果

参加者	入札金額 (円：税抜)	技術評価点 (標準+加算点)	総合評価値 (技術評価点/入札金額)	落札結果
A 社	353,366,000	118.90	3.36478	3
B 社	353,366,000	123.20	3.48647	落札
C 社	332,878,000	—	—	失格基準価格未満により失格
D 社	332,878,000	—	—	失格基準価格未満により失格
E 社	332,878,000	—	—	失格基準価格未満により失格
F 社	374,800,000	119.70	3.19370	4
G 社	374,753,000	114.10	3.04467	5
H 社	353,420,000	120.70	3.41520	2

※予定価格：409,757,000 円、調査基準価格：374,753,000 円、失格基準価格：353,366,000 円
調査基準価格を下回り、失格基準価格に 2 社（A 社、B 社）が応札し、標準点 100 点と加算点 30 点満点中加算点の最も高い B 社が、積算内訳書審査基準をクリアし落札者（落札率 86.24%）となった。C 社、D 社、E 社は失格基準価格を下回り失格となった。

なお、本表の入札金額については、税抜金額で表している。

令和 6 年度については評価項目変更などの関係で 1 件のみの実施となったが、その入札結果については、令和 5 年度の平均 5 社を上回る 8 社の入札参加者があり、関心の高さをうかがわせるとともに、最終的には「失格基準価格」に並ぶ入札金額で、技術評価点（総合評価値）が最も高い B 社が落札者となった。総合評価方式の評価項目の変更が効果的に機能した入札事例であるが、件数が少ないことから、その効果については引き続き検証されたい。

また、昨年度の意見書でも述べたが、総合評価落札方式は、その時代に見合った評価項目の検討を行い、受注者の社会貢献や企業の技術力向上などに対する意欲を高め、建設業者の育成につなげることが重要である。同方式での発注の効果を検証するとともに、受注者にとって参加意欲が湧くような魅力ある同方式の制度再構築が必要と考える。

実施事例が少ないことから、従来対象としていた下水道工事に限らず、他種工事への同方式の適用について研究に努め、また、制度の的確な検証をするためには年度内複数試行への取組を検討されたい。

(3) 災害時における指名競争入札の適用

公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。）（平成 17 年法律第 18 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針が定められ、同法第 10 条では各省各庁の長や地方公共団体の長などは、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものと規定されている。その中でも、災害復旧は品質確保に加えて迅速な対応が求められており、「災害発生後の復旧にあたっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手すること」とされている。

本市においては、令和 3 年度の入札制度の見直しにより、これまでの災害時の応急復旧工事は随意契約、それ以外は一般競争入札としていたものを、発災年度と同年度に行う工事のうち随意契約を適用しないものについては指名競争入札を適用するものとされた。

令和 6 年度は夏の豪雨により災害が多く発生したことから、指名競争入札 34 件の発注を行った（表 3）。「松阪市災害復旧工事等指名競争入札参加者指名基準」により施工地域ごとにそれぞれ 6 業者を選定し入札を実施した。指名競争入札による災害復旧工事の手持ち工事件数は、当該年度原則 2 件としているが、令和 6 年度については災害被害の規模から該当工事は原則 5 件に緩和している。開札結果は、発注件数が多く、施工期間や手持ち工事の状況などにより、34 件のうち最低制限価格と同額であったものは 9 件に留まった。

全員が辞退し不調となった 2 件を除き、災害復旧工事の平均参加者は 4.6 社、平均落札率は 95.43%で、対象箇所が近い工事が多数あったが、おおむね競争性は確保され、現年度災害復旧工事については指名競争入札が有効であったといえる。地域業者の育成という面からも災害発生地に近い業者で施工していくことは重要と考える。入札不調となった 2 件は地元調整を行い、改めて一般競争入札で発注を行い、契約済となった旨、聞いている。

多数災害を受けたにもかかわらず、工事担当者を中心に、庁内連携を図り、職員一丸となって尽力したことにより、国県支出金査定スケジュールや市議会などの関係で時間的な制約がある中で、早期に災害復旧工事 34 件をまとめあげ発注をしたこと、受注者決定に対しても競争性を確保しながら地域で活躍する業者と公平に迅速に入札・契約したことなどは高く評価するものである。引き続き、災害発生時には、復旧に向け速やかな発注に努めるとともに、庁内で連携し、指名業者選定においての公正性・透明性などの確保に努め、入札結果においても談合などの疑いを持たれないよう進められたい。

表3 令和6年度における指名競争入札を適用した災害復旧工事

工事名	予定価格 (円：税込)	契約金額 (円：税込)	入札参加者 (選定業者6者)	落札率 (%)
6年災第86号その他市町村道山見大谷線道路災害復旧工事	15,132,700	13,468,400	5者	89.00
6年災第75号・76号普通河川広出川河川災害復旧工事	7,638,400	7,249,000	4者	94.90
6年災第79号普通河川古茂喜谷川河川災害復旧工事	6,204,000	5,874,000	5者	94.68
112-20 飯南町深野田災害復旧工事	4,512,200	4,147,000	6者	91.91
市単災下茅原排水路河川災害復旧工事	3,001,900	2,992,000	4者	99.67
市単災普通河川岩穴川河川災害復旧工事その2	2,809,400	2,668,600	5者	94.99
6年災第81号普通河川下之宮谷川河川災害復旧工事	2,411,200	2,409,000	4者	99.91
112-19 嬉野矢下町畑災害復旧工事	1,983,300	1,763,300	4者	88.91
6年災第77号普通河川瀬戸谷川河川災害復旧工事	1,191,300	1,188,000	4者	99.72
6年災第80号普通河川芦谷川・第82号普通河川阿串谷川河川災害復旧工事	5,007,200	4,906,000	5者	97.98
6年災第73号普通河川旧山村川・第74号普通河川山村川河川災害復旧工事	2,371,600	2,200,000	4者	92.76
6年災第93号・94号二級市町村道勢津通学道線道路災害復旧工事	17,107,200	16,918,000	4者	98.89
6年災第88号・第89号・第90号二級市町村道矢下線道路災害復旧工事	13,517,900	13,508,000	3者	99.93
6年災第96号その他市町村道下茅原出江線道路災害復旧工事	16,407,600	16,401,000	6者	99.96
112-9 外矢津町(田)災害復旧工事	13,189,000	13,134,000	5者	99.58
6年災第91号一級市町村道木梶旧国道線道路災害復旧工事	9,358,800	8,602,000	6者	91.91

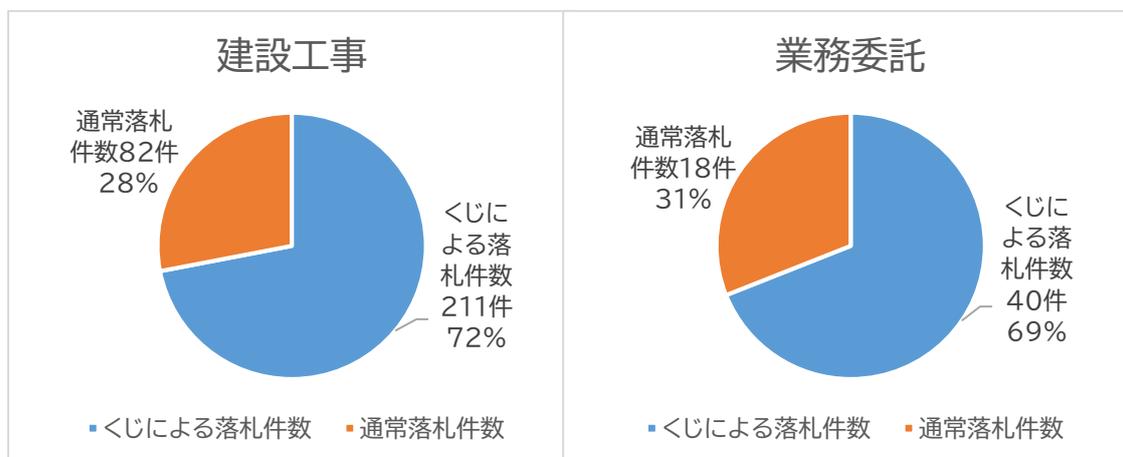
6年災第83号・85号二級市町村道射和上蛸路線道路災害復旧工事	5,296,500	4,733,300	6者	89.37
12-5立野町水路災害復旧工事	5,096,300	4,523,200	6者	88.75
212-1小阿坂町(農村公園)災害復旧工事	3,235,100	2,896,300	6者	89.53
6年災第87号その他市町村道八太蜻蛉坂3号線道路災害復旧工事	1,425,600	1,270,500	6者	89.12
112-14山添町(田)災害復旧工事	1,345,300	1,197,900	5者	89.04
112-1外御麻生菌町(田)災害復旧工事	23,057,100	22,770,000	4者	98.75
112-10外矢津町(田)災害復旧工事	7,631,800	7,631,800	2者	100.00
12-2外小阿坂町(排水路・田・畑)災害復旧工事	6,640,700	5,905,900	5者	88.93
112-8外阪内町(田)、柚原町(田)災害復旧工事	5,429,600	5,335,000	5者	98.26
12-6外丹生寺町外水路災害復旧工事	5,283,300	5,280,000	4者	99.94
市単災市道矢津5号線道路災害復旧工事	2,704,900	2,695,000	4者	99.63
112-15立野町(田)災害復旧工事	2,592,700	2,585,000	5者	99.70
112-17外大河内町(田)災害復旧工事	2,163,700	2,156,000	4者	99.64
市単災普通河川ウスギ谷川河川災害復旧工事	1,908,500	1,889,800	3者	99.02
12-3伊勢寺町水路災害復旧工事	1,487,200	1,485,000	3者	99.85
12-4藤之木町水路災害復旧工事	1,119,800	1,001,000	4者	89.39
12-1外御麻生菌町(水路・田・畑)災害復旧工事	14,978,700	—	0者	入札不調
112-16六呂木町田災害復旧工事	8,049,800	—	0者	入札不調

6. 当委員会が特に注目した項目とそれに対する意見

(1) 入札結果とくじによる開札実績

当委員会がこれまで指摘した意見を参考とされ、令和5年3月に電子入札システムの更新を機に入札制度改正が行われた。改正以前は、公契連の計算式をもとにランダム係数を乗じて最低制限価格を算出することで、同価格での入札を防ぎ、くじ引きを回避するという利点があった。その一方で、ランダム係数が高く設定された場合、最低制限価格を下回る幾つかの応札額が失格となり、高い応札額業者と契約締結せざるを得なくなる事例が発生していた。令和5年度以降はランダム係数を廃止することで高額応札者との契約は少なくなったが、逆に最低制限価格で入札者が並び、電子くじにより落札候補者を決定する事例が多数見受けられることとなった。くじ引きによる落札は、地方自治法施行令第167条の9に規定されており、適法であるものの、その件数が入札全体で多くを占めるようになることが適切か否かという指摘もある。電子くじが導入されたことにより、迅速かつ機能的に、公平で透明性も確保しながら落札者を決定できることは一つの有効な手法と考えるが、業者の受注意欲や最低制限価格の適切性などに留意しながら、入札結果については引き続き注視し、入札制度のあり方を研究されたい。

図3 令和6年度建設工事、業務委託の入札にかかるくじ発生状況



(2) 建設業における週休2日制工事

政府は平成29年3月、「働き方改革実行計画」を策定し、建設業については、改正労働基準法施行から5年間の猶予期間を経て、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働上限規制が適用された。品確法については、令和元年度の改正により、発注者の責務として公共工事に従事する者の労働時間やその他の労働条件が確実に確保されるよう適正工期を設定すること、また、受注者の責務として適正な工期などを定める下請契約の締結や公共工事の実施のための労働環境の改善などが定められた。さらに、令和6年の改正により公共工事に従事する者の休日の確保などが定められたところである。

本市においては、令和元年度より週休2日制工事の試行に取り組んでいる。建設業の働き方改革を実現するために個々の建設企業や建設業全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取組が必要である。当初の取組は、発注者が主導し、対象工事を任意に指定する発注者指定型による「通期の週休2日^{※1}」とするものであった。令和4年度には発注者指定型から受注者の希望により実施する受注者希望型に発注形態を変えながら対象工事を拡大した。令和6年4月からは、再び発注者指定型としたが、原則、災害復旧工事等を除く全ての工事に対象を拡大し、同年7月の改正では一部の工種において、より確実に2日休みをとることができる「月単位の週休2日^{※2}」の取組を導入した。表4は、令和元年度から令和6年度までの実績を示した。

※1：通期の週休2日は、対象期間全体に対する現場閉所の割合が28.5%（4週8休）以上

※2：月単位の週休2日は、対象期間内の月毎の現場閉所の割合が28.5%（4週8休）以上

表4 令和元年度～6年度の実績

発注年度	発注形態	取組	発注件数	達成件数
令和元年度	発注者指定型	通期	1	1
令和2年度	発注者指定型	通期	3	3
令和3年度	発注者指定型	通期	2	2
令和4年度	受注者希望型	通期	10	5
令和5年度	受注者希望型	通期	17	11
令和6年度	発注者指定型	通期、月単位	90	58 ^{※3}

※3：令和7年3月31日時点の達成件数。繰越工事を除き全ての工事で達成している。

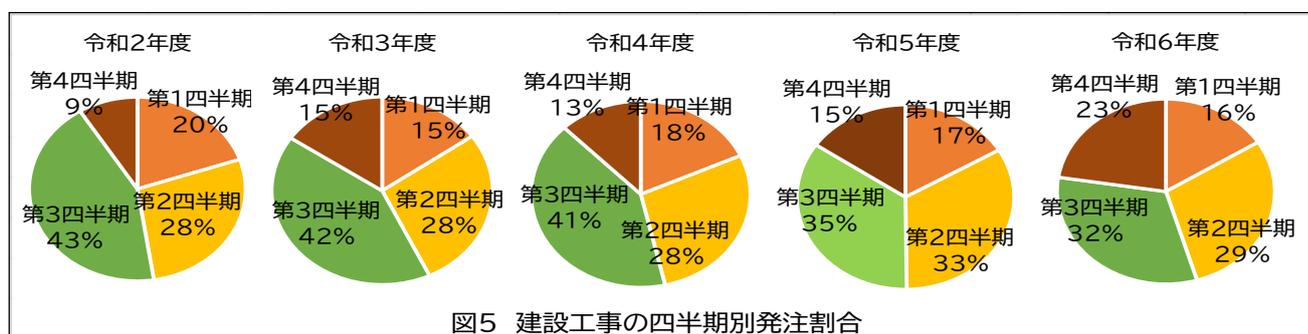
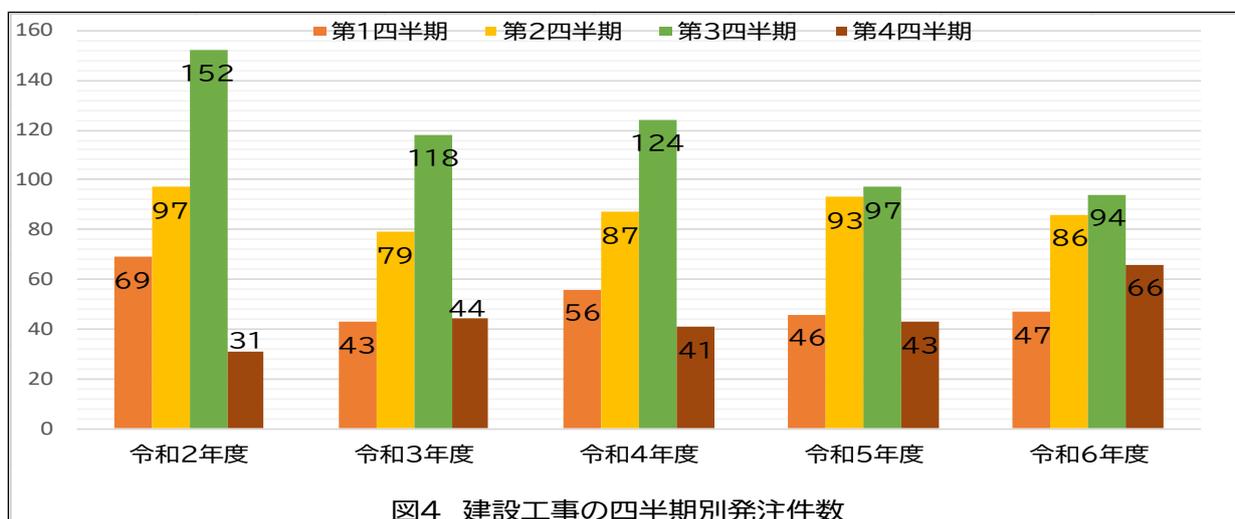
その結果、令和6年度には、前年度を大きく上回る90件の工事を発注し、受注者の努力もあり繰越工事を除く全ての工事（58件）で週休2日制工事を達成した。本市では早期から発注形態や取組内容を見直したり、予定価格や工種による制限をなくすことにより対象工事を拡大するなどの努力を積み重ねるとともに、「月単位の週休2日」の導入についても、一部の工種ではあるが、近隣市町に先駆けて実施するなど、積極的な姿勢は、業者の働き方改革への理解を深めるとともに、建設業全体の働き方改革への取組促進にも貢献しているといえよう。

今後は、建築工事についても「月単位の週休2日」を導入するなど、さらに完全週休2日に近い就労環境を実現できるよう取組を強化・推進されたい。

(3) 工事の平準化

工事の平準化については、品確法による発注者の責務についての指針も出されている。本市においては、令和6年度も債務負担行為を設定し、道路維持修繕工事などについて早期着手しているが、更なる取組を検討されたい。

図4、図5は令和2年度から令和6年度の四半期ごとの工事発注件数と発注割合を示している。国や県が推進する工事の平準化については、工事施工が年度末に過度に集中することを避け、年度当初の第1四半期（4月～6月）より工事に着工できるよう求めているところである。令和6年度の第1四半期の発注件数は前年度と比較すると46件から47件に1件増加しているものの、発注割合は17%から16%へ1ポイント減少している。全体的な本市の予算が減額されてきていることや現場の発注条件等により第1四半期に発注しにくくなる傾向があることは理解できないものではないが、前記(2)の建設業における週休2日制を推進していくためにも、引き続き、第1四半期の発注件数が増加するように積極的かつ計画的な取組を検討されたい。



(4) インセンティブ型入札

インセンティブ型入札は、工事の適正な施工確保を図るとともに、市内業者の技術力向上や社会的貢献へのモチベーションを高めるため、優良工事を施工した者、全工種の平均成績点が85点以上の者、災害復旧工事を2回以上受注した実績がある者のいずれかを入札参加資格要件とし、平成29年度から試行導入している制度である。

毎年5件程度の発注を行い、10社程度の入札参加者数があり、受注者からも好評を得ていた。表5は令和6年度の実績である。近年は大規模な災害などが本市において幸いにも発生していなかったために災害受注実績が増えず、同制度に入札参加ができる災害復旧工事受注が2回以上の実績業者がなくなったため、時限措置として令和5年度は過去4年度、令和6年度は過去5年度に対象年度を拡大したが、令和6年度で2業者該当したのみであり、令和2年度と比べ入札参加者が少なくなっている(表6)。

表7は、令和5年度までのインセンティブ型入札発注実績を参考に示した。

インセンティブ型入札は、通常の入札よりも落札できる確率が高くなるため、事業者の意欲を高め、その育成・成長にもつながっていく。状況によってより柔軟に運用するなど同制度試行については、より良い方法を先進地の動向も踏まえ研究し、引き続き、インセンティブ型入札による発注件数の増加と市内業者の育成・成長等を期待したい。

表5 令和6年度におけるインセンティブ型入札案件

工事名	予定価格 (円：税込)	請負契約額 (円：税込)	入札参加者数
甚目舞出1号線舗装修繕工事	5,737,600	5,100,700	7
第6-4号小片野町農地整備事業に伴う配水管布設替工事	48,005,100	43,315,800	5
松阪市公共下水道事業災害用マンホールトイレ設置工事(その1)	19,904,500	17,883,800	8
山室立野線舗装修繕工事	23,927,200	21,410,400	7
小野薬王寺線道路改良工事	15,162,400	13,589,400	7

表6 インセンティブ型入札参加可能業者数

	過去2年度の完成検査で優良工事を施工	過去3年度の完成検査で全工種の平均成績点が85点以上	過去3年度に契約監理課発注の災害復旧工事を2回以上受注した実績	合計
令和2年度	10	11	21	42
令和3年度	10	7	10	27
令和4年度	8	9	0	17
令和5年度	6	9	0	15
令和6年度	8	19	2	29

表7 令和2年度～5年度のインセンティブ型入札発注実績

年度		工 事 名	設計額 (円：税込)	入札参加者数
R2	1	小黒田野田1号線道路修繕工事	3,830,200	10
R2	2	令和2年度松阪市総合運動公園建設工事	13,853,400	15
R2	3	射和中万線道路修繕工事	3,929,200	5
R2	4	久保若芽町道路修繕工事	3,320,900	11
R2	5	松阪市公共下水道事業小黒田第7排水区716-1号外雨水管渠工事	34,654,400	14
R2	6	令和元年度松阪市総合運動公園建設工事（その7）	18,613,100	14
R2	7	第2-402号飯南町粥見配水管布設替工事	46,928,200	16
R3	1	小黒田北田1号線道路修繕工事	4,099,700	6
R3	2	山添上川線道路改良工事	23,184,700	12
R3	3	第3-301号中道町外配水管布設替工事	48,829,000	9
R3	4	松阪市公共下水道事業松阪第3処理分区798-1号外污水管渠工事	39,312,900	9
R3	5	首原中林2号線舗装新設工事	22,038,500	7
R3	6	上川住宅1号線道路修繕工事	3,404,500	5
R3	7	塩浜塚本線道路修繕工事	1,818,300	4
R4	1	西野笹川線道路改良工事	29,912,300	3
R4	2	浸水対策事業焼橋排水路改修工事	28,494,400	1
R4	3	準用河川九手川河川改修工事	34,845,800	1
R5	1	東出線道路改良工事	39,736,400	4
R5	2	松尾橋配水管更生工事	47,239,500	5
R5	3	山室立野線舗装修繕工事	10,781,100	6
R5	4	甚目舞出1号線舗装修繕工事	6,228,200	4
R5	5	曲西沖牛草線道路改良工事	18,382,100	5

(5) 物価上昇、賃金上昇に対するスライド条項の適用

本市発注の建設工事に関して、賃金などの急激な変動に対処し、請負代金の見直しを円滑に行うことができるよう、松阪市建設工事請負契約書第 25 条第 6 項（通称：インフレスライド条項）の運用ルールを定め、平成 26 年 3 月 17 日より適用している。

「インフレスライド」とは、本市では予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときに、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる措置をいう。

また、今般の急激な資材価格変動により、公共工事の積算時点と当初契約時点における設計単価に乖離が生じる場合があり、これに対応するため適用日を定め「特例措置」を行っている。

令和 5 年度及び 6 年度の本市におけるインフレスライド、特例措置実績について、以下の通り確認した。

①令和 5 年度（令和 4 年度繰越分対象）

スライド対象繰越工事 34 件中→インフレスライド実績 17 件

特例措置対象繰越工事 2 件中→特例措置実績 2 件

実績例 松阪市公共下水道事業 松阪第 1 処理分区に伴う配水管布設替工事(その 2)

[契約額] 108,410,500 円 [スライド増額] 1,450,900 円 [増加率] 1.34% など

②令和 6 年度（令和 5 年度繰越分対象）

スライド対象繰越工事 28 件中→インフレスライド実績 13 件

特例措置対象繰越工事 20 件中→特例措置実績 19 件

実績例 松阪市公共下水道事業 三雲第 1-1 処理分区 3 号外污水管渠工事

[契約額] 136,770,700 円 [スライド増額] 641,300 円 [増加率] 0.47% など

実績例 5 年災第 113 号その他市町村道高見線道路災害復旧工事

[契約額] 10,945,000 円 [特例措置増額] 150,700 円 [増加率] 1.38% など

③令和 6 年度（現年完了分対象）

特例措置対象工事 44 件→特例措置実績 18 件

実績例 笠松十軒屋線舗装修繕工事

[契約額] 5,711,200 円 [特例措置増額] 7,700 円 [増加率] 0.13% など

インフレスライド、特例措置については件数も多く、増加率も 1%を超える例もある。近年の物価高騰への即時対応について評価するとともに、今後も注視し、社会・経済情勢に配慮した受注者負担の軽減や解消に努めていただきたい。

7. むすびに

現在日本は、気候変動による豪雨や大雪などの自然災害の激甚化・頻発化や、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた持続可能な経済社会の構築、世界的な物価高騰、急速に進行する少子高齢化への対応、インフラ老朽化対策等、時代の転換点と言える様々な課題に直面している。

めまぐるしく変化する社会情勢や経済状況の中、建設業は良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っており、また、想定外の事故対応や、災害時における「地域の守り手」としてその担い手を確保するためには、労働者が働きやすい環境を作ることが急務である。

近年では、建設業においても、適切な賃金水準の確保や安定的な仕事量の確保、週休2日制工事の拡大や制度の定着化など、様々な施策や取組が行われているが、契約事務等のDX化にともなう効率化や生産性の向上、女性及び若手雇用や育成等につながる事業者評価を採用するなど、様々な視点での改善がさらに必要である。

加えて、比較的短い期間に生じる物価高騰等に対しては、適切な単価設定、労務や建設資材の価格変動へ随時対応する適切な契約に努めるとともに、直近10年間程度に生じた物価高騰等の経済変化に対しては、国県の動向も踏まえ、地域の建設業者がそれぞれの企業力に応じた設計価格帯になるよう発注基準の見直しを行うことが必要と考える。

本意見書は、本市における入札及び契約業務において、より適正な制度を確立するため公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保の観点や入札制度に影響する社会環境変化などより広い視点から意見を述べてきたが、入札・契約状況は引き続き注視する必要がある。今後も時代の変化に対応しながら適正な入札制度の構築と改善が、本市の活性化、発展につながることを期待したい。

